

令和4年12月1日

保護者様

川口市教育委員会教育長

中学校における部活動の任意加入制について（通知）

保護者の皆様には、平素より本市の教育活動にご理解ご協力いただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、中学校における部活動の在り方については、子供が地域でスポーツや文化的活動に親しむことのできる環境の構築や、教員の働き方改革等の観点から、現在、休日の地域への移行について全国的に検討が進められており、本市においても、本年度より「部活動の在り方に関する検討委員会」を立ち上げ、検討を進めているところでございます。

学校教育における部活動は、中学校学習指導要領総則において、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動」と記されているように、生徒の自主的な活動として位置づけられております。

つきましては、本市中学校における部活動への加入について、下記の通り**令和5年度より、全校任意加入制**といたしますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、詳細につきましては、今後学校を通じて連絡をさせていただきます。

記

1 中学校における部活動加入について

令和5年度より全校で任意加入制といたします。

2 市内大会の在り方について

今後、国や県の示す方針に沿って、対応を進めて参ります。

3 埼玉県公立高等学校入試等について

県公立高等学校入試は、学力検査等の結果と調査書の内容を総合的に評価し、可否が決定される制度となっております。

部活動において「県大会出場」等の成績を挙げた場合、調査書の「特別活動等の記録」という欄に記載され、各高等学校の選抜基準に従って取扱われます。

なお、部活動へ入部していないことで不利になる（減点される）ことはありません。

※県内各公立高等学校における選抜基準につきましては、下記

URL又はQRコードからアクセスし、ご確認ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2208/r5senbatsu-ki jun.html>

※調査書：学校での学習の記録や出欠の記録、特別活動等の記録

（部活動・生徒会活動等の記録）などがまとめられたものです。

入試の際、調査書は所属校から志望する学校へ提出されます。

4 その他

部活動を理由に指定校変更している（する）場合、原則3年間継続して活動することとなります。

ただし、現在小学校6学年に在籍しており、すでに部活動による指定校変更の手続きを行っている児童で、この度の任意加入の通知を受け、部活動による指定校変更を取り下げの希望がある場合は、**令和4年12月23日（金）までに**、教育委員会学務課学事係へご連絡ください。



部活動の加入に係るQ & A

Q 1 : 部活動に入部する必要がないということか。

A 1 : はい、必要ありません。

ただし、部活動は自身の心身の成長に資するために行うものです。生徒自身が、部活動に限らず、学校以外でも何か目標を持って活動できるものがあつた方が、より良い成長につながっていくものと考えます。

Q 2 : 途中入部や途中退部、転部等は可能なのか。

A 2 : 詳細は学校ごとの取り決めとなります。

ただし、安易に入部、退部を繰り返すことは望ましいことではありません。

まずは、入部するかどうかを十分に考えて決めること。また、途中退部等を考える場合にも、担任、顧問等と十分に協議を行った上で決めることが望ましいと考えます。

Q 3 : 部活動を理由に指定校変更で通学している（予定している）。その場合は、途中退部することは可能なのか。

A 3 : その場合、原則途中退部はできません。

部活動を理由に指定校変更している（する）場合、原則3年間継続して活動することとなります。

部活動を理由とした指定校変更は、「指定校にはない部活動への入部を希望している」場合に、「3年間継続して活動すること」を条件に認められている事項です。ご了承ください。

Q 4 : 学校の部活動と外部のクラブチーム等団体の両方に所属することは可能なのか。

A 4 : 可能です。

ただし、競技によっては、外部のクラブチーム等団体に所属・登録している場合、学校の部活動からは大会やコンクール等に出場することができない場合があります。

詳しくは、現在所属をしている又は所属を考えているクラブチーム等団体へお問い合わせください。

Q 5 : 部活動は、どの程度活動が行われるのか。

A 5 : 「川口市部活動方針」の範囲内で活動が行われます。

主な内容は以下の通りです。

休養日 : 週当たり 2 日以上の休養日を設ける。

(平日少なくとも 1 日、土日少なくとも 1 日)

大会・コンクール等への参加で土日活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

学校閉庁日 (8 月 1 2 日～1 6 日) 及び年末年始 (1 2 月 2 9 日～1 月 3 日) は休養期間とする。

活動時間 : 1 日の活動時間は平日 2 時間程度、休業日 3 時間程度。

(準備・片付けの時間は除く)

ただし、大会・コンクール等へ参加する場合は、その限りではない。

Q 6 : 今後、中学校体育連盟主催の大会や各種コンクール等には、外部のクラブチーム等団体からでも参加することができるのか。

A 6 : 市内大会については、現時点では未定です。

中学校体育連盟主催の大会への出場規定等については、今後、国、県から示される方針に沿って対応を進めて参ります。

各種コンクールや展覧会等については、主催する団体・連盟等の今後の方針によります。

Q 7 : 部活動に入部していないことで、高校入試で不利になることはないのか。また、転部、退部をすることで不利になることはないのか。

A 7 : 入部していないことや、転部、退部をすることで不利になる (減点される) ことはありません。

ただし、現在の県公立高等学校入試においては、調査書に「県大会出場」等の記載がある場合、多くの高等学校で得点が加算される制度となっております。

Q 8 : 外部のクラブチーム等団体での成績も、高校入試では得点加算されるのか。

A 8 : 多くの高等学校において、外部のクラブチーム等団体での成績についても、部活動に準じて得点が加算されるようになっております。詳しくは、本通知に掲載した URL 又は QR コードからアクセスし、県内各公立高等学校の選抜基準をご確認ください。

Q 9 : 部活動の地域移行はどのように進んでいくのか。

A 9 : 現在、本市「部活動の在り方に関する検討委員会」において、国・県の示す方針に従い、検討を進めているところです。方向性が決まり次第、順次移行を進めていく予定です。

Q 10 : 令和 5 年度に中学校へ入学した場合、部活動は 3 年間存続するのか。

A 10 : 平日の部活動については、少なくとも今後 3 年間は継続する予定です。

休日の部活動については、国の方針に従って、令和 5 年度より段階的に地域へ移行していく予定です。

ただし、現在、市内の中学校において、生徒数・教員数に対して部活動数が多く、顧問の教員が一名で指導している部活動が多数存在します。顧問の複数体制を整えるなど、安心・安全な活動を実施するため、今後、部活動数が削減されたり、近隣の学校と合同での活動となったりする可能性はございます。

Q 11 : 部活動に入部していないことで、何か影響はあるのか。

A 11-1 : 現在、川口市より各学校へ「県代表選手派遣交付金」や「全国・関東大会参加補助金」を交付しております。

部活動に入部していない場合、それらの補助を受けることはできませんので、ご了承ください。

A 11-2 : 学校の卒業アルバムにおいて、現在、多くの学校で部活動の集合写真や活動中の写真等を掲載しております。部活動に入部していない場合、部活動に関する部分に自身の写真は掲載されませんので、ご了承ください。